丸文株式会社

第73回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

開催場所 東京都中央区日本橋大伝馬町８番１号
当社５階　会議室

目次

招集ご通知 …… 1
（提供書面）
事業報告 …… 6
連結計算書類 …… 29
計算書類 …… 32
監査報告 …… 35
株主総会参考書類 …… 41
第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

証券コード：7537

証券コード 7537
2020年６月８日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋大伝馬町8番1号
丸 文 株 式 会 社
代表取締役社長　飯 野　　亨

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、４頁から５頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご返送くださるか、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否をご入力されるか、いずれかの方法により、2020年６月24日（水曜日）午後５時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時	2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場　　所	東京都中央区日本橋大伝馬町８番１号 **当社５階　会議室** （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目 的 事 項	**報告事項**　１．第73期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第73期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項　**第１号議案**　剰余金の処分の件 **第２号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項	４頁から５頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

【お知らせ】
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、これらの事項は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。
◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎株主総会当日にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

＜新型コロナウイルス感染症の対応について＞

本株主総会におきましては、新型コロナウイルスの感染拡大対策として、株主様と当社役員・運営スタッフへの感染リスクを避けるため、以下のとおりご案内申しあげます。ご出席される株主様におかれましては、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

①議決権行使については、極力、書面（郵送）またはインターネットによる事前行使をご検討ください。

②株主総会会場におきましては、マスクの着用や消毒液の使用、検温等にご協力をお願い申しあげます。また、発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる株主様には、ご入場をお控えいただく場合がございます。

③株主総会に出席する役員および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

④座席の間隔を広くとるため、十分な座席を確保できない可能性がございます。

※今後の状況により上記対応を変更する場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト	https://www.marubun.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権を行使いただきますようお願い申しあげます。

なお、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットによる事前行使をご検討ください。

議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、株主総会当日に会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です）

▷株主総会開催日時：

2020年６月25日（木曜日）午前10時

郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。

▷行使期限：

2020年６月24日（水曜日）午後５時30分到着分まで

インターネットにて議決権を行使いただく場合

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」と「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

▷行使期限：

2020年６月24日（水曜日）午後５時30分入力分まで

詳細は次頁をご参照ください

議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票（右側）に記載の**ログインID、仮パスワードを入力することなく**、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

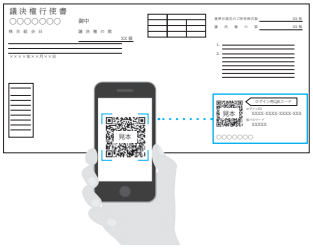

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID･仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID･仮パスワード」を入力しクリックしてください。

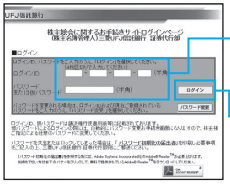

① 「ログインID・仮パスワード」を入力

② 「ログイン」をクリック

3 新しいパスワードを登録してください。

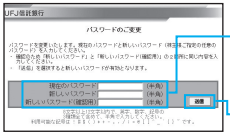

① 「新しいパスワード」を入力

② 「送信」をクリック

4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 午前２時から午前５時までは、議決権行使サイトの保守・点検のため接続いただくことができません。
※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。
※ 株主様以外の第三者による不正アクセス("なりすまし")や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
※ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

1 企業集団の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や個人消費の持ち直しなどにより景気は緩やかに回復しつつあったものの、年度末にかけ新型コロナウイルス感染症の影響が日増しに強まり、景況感は暗転いたしました。また世界の景気も新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の影響により、急速に減速しており、先行きの不透明感が更に強まりました。

当社グループが属するエレクトロニクス業界におきましては、5G通信機器向け需要が堅調に推移しているものの、自動車向けや産業機器向けの需要低迷が長期化いたしました。また、半導体市場ではDRAMやNANDフラッシュの価格の下落が続きました。

こうした状況の下、当連結会計年度における当社グループの売上高は、前期比12.0％減の287,550百万円となりました。利益面では売上高の減少要因に加え、上期の円高進行により円ベースの売上総利益が減少したため、営業利益は前期比53.1％減の2,369百万円となりました。営業外損益では、為替変動による外貨建ての債務や借入金の決済差益など為替差益716百万円を計上したものの、経常利益は前期比33.6％減の2,006百万円となりました。また特別損失として投資有価証券評価損978百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損益は75百万円の損失（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1,636百万円）となりました。

	第72期（2019年３月期）	第73期（2020年３月期）	前連結会計年度比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	326,694	287,550	△39,144	△12.0%
営業利益	5,048	2,369	△2,678	△53.1%
経常利益	3,020	2,006	△1,014	△33.6%
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失）	1,636	△75	△1,712	-%

イ．デバイス事業

デバイス事業は、民生機器向け半導体が増加したものの、通信機器や産業機器向け、自動車向け半導体の減少および2018年10月１日付でサムスン電子製品の販売事業の譲渡による減収により、売上高は前期比12.9％減の239,698百万円となりました。セグメント利益は売上高の減少要因に加え、上期の円高進行により円ベースの売上総利益が減少したため、前期比77.2％減の591百万円となりました。

ロ．システム事業

システム事業は、情報通信機器の需要が増加し、医用機器も堅調でしたが、産業機器組込用のコンピュータや電子部品の組立検査装置、人工衛星向け高信頼性部品の需要が減少したため、売上高は前期比7.3％減の47,852百万円となりました。セグメント利益は売上高の減少や販売管理費の増加により、前期比27.6％減の1,786百万円となりました。

事業区分	売上高（百万円）	構成比	前期比増減
デバイス事業	239,698	83.4%	△12.9%
システム事業	47,852	16.6%	△7.3%
合計	287,550	100.0%	△12.0%

（注）構成比および前期比増減は、小数点第２位を四捨五入して表示しております。

② 設備投資の状況

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社完全子会社の丸文通商株式会社と同じく当社完全子会社の株式会社北信理化は、2019年４月１日を効力発生日として、丸文通商株式会社を存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産および損益の状況

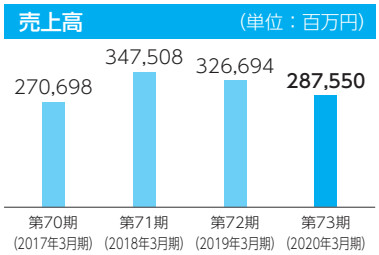

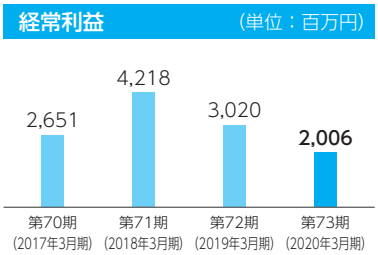

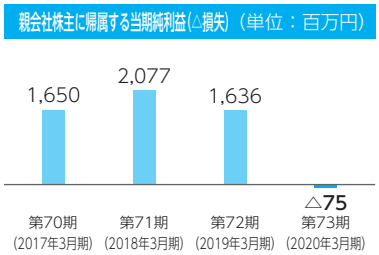

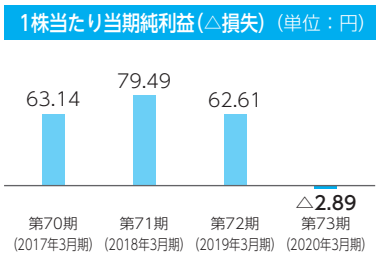

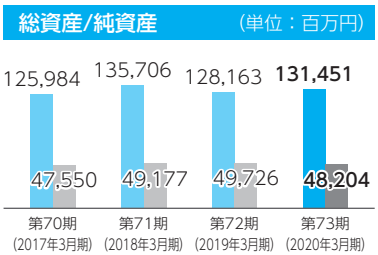

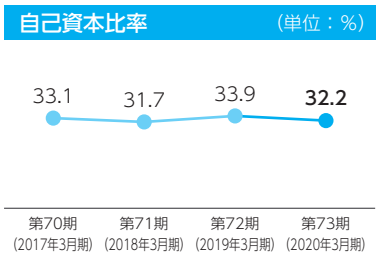

区　　分	第70期 (2017年3月期)	第71期 (2018年3月期)	第72期 (2019年3月期)	第73期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売　上　高 (百万円)	270,698	347,508	326,694	287,550
経　常　利　益 (百万円)	2,651	4,218	3,020	2,006
親会社株主に帰属する当期純利益(△損失) (百万円)	1,650	2,077	1,636	△75
1株当たり当期純利益(△損失) (円)	63.14	79.49	62.61	△2.89
総　資　産 (百万円)	125,984	135,706	128,163	131,451
純　資　産 (百万円)	47,550	49,177	49,726	48,204
自己資本比率 (%)	33.1	31.7	33.9	32.2

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年２月16日) を第72期連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第71期連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
丸文通商株式会社	100百万円	100.0%	医用機器、分析・計測機器等 電子機器の販売
Marubun USA Corporation	US$ 1,500千	100.0%	Marubun/Arrow USA, LLC.(電子部品等の販売会社)を保有する持株会社
Marubun/Arrow Asia, Ltd. (注) 2	US$ 7,202千	50.0%	Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.および Marubun/Arrow (HK) Ltd.(電子部品等の販売会社)を保有する持株会社
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. (注) 3	US$ 3,639千	50.0%	電子部品等の販売
Marubun/Arrow (HK) Ltd. (注) 3	US$ 4,490千	50.0%	電子部品等の販売

(注) 1. 議決権比率は、間接所有を含めた数値であります。
2. 持分は100分の50以下でありますが、実質的に支配している状況から子会社としたものであります。
3. Marubun/Arrow Asia, Ltd.の100%子会社であります。
4. 当社の連結子会社は、2020年3月31日現在、上記に記載した重要な子会社を含め、国内3社および海外12社の計15社です。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属するエレクトロニクス業界は、大規模なM&Aの進展により業界の勢力図が大きく変化する一方で、5G通信技術やAI、ロボティクスなどの社会生活を変革する新しいテクノロジーの導入が拡大しつつあります。

当社グループは、創業以来の「先見」と「先取」の精神をもって、このような変化をチャンスと捉え、次の3つの方針の下、既存事業の基盤強化と新規事業の創出により収益力の向上に取り組んでまいります。

《中期基本方針》

・新たな価値を創造するビジネスモデルの構築
・成長市場に向けた事業開発の促進
・持続可能な社会に貢献する取り組みの強化

各事業セグメントにおける具体的な取り組みは以下のとおりであります。

①デバイス事業

既存ラインカードの深耕と成長市場での事業拡大により事業ポートフォリオの進化に取り組むとともに、柔軟に組織を組み換え、人材を再配置し、生産性の向上に努めてまいります。

イ．既存ラインカードの深耕

当社が取扱う幅広いラインカードを組合せたソリューション提案力の強化と、デジタルマーケティングを活用した新たな顧客ニーズの取り込み、新規の顧客とのビジネス拡大に取り組みます。

ロ．成長市場での事業拡大

自動車、医療、介護、ロボティクスなど成長が期待される分野において、これまでに拡充してきた競争力ある商材の事業拡大に注力いたします。またソフトウェア製品も拡充し、デバイス商材と組み合わせた新たなソリューションを提案してまいります。

ハ．海外ネットワークの充実

50拠点を超える販売ネットワークと、米国アロー・エレクトロニクス社との提携によりあらゆる商材を世界規模で取扱うことができる優位性を最大限に活かし、グローバルな事業の拡大に取り組みます。各地域の市場動向や日系企業の進出状況を注視しながら、拠点進出や再配置を迅速かつフレキシブルに行います。

②システム事業

「マーケットインとカスタマーイン」の「顧客志向」をベースに、製品・技術・サービスの差別化で、より高収益な事業を目指した取り組みを推進してまいります。

イ．戦略市場での商材拡充

情報通信の分野では、5G通信向けをはじめとした通信インフラ向けの商材拡充とコンサルティング力の向上により専門性を高めコネクティッドソリューションビジネスへの展開を進めてまいります。また航空機・自動車向けやインダストリアルIoT分野向けの新規商材の立ち上げにも注力し、ビジネス領域の拡大に取り組んでまいります。

ロ．差別化推進による競争力強化

航空・自動車用シミュレーションユニットや深紫外・紫外線用LEDなどの新規商材の拡充を進めてまいります。産業機器分野では最先端製品の開発とソリューション提案で差別化を推進いたします。また当社グループの強みであるエンジニアリング力の更なる強化で競争優位性を確保してまいります。

ハ．グループ総合力の発揮

グループ間の連携を一層強化し、販売エリアの更なる拡大を目指した取り組みを推進いたします。

(5) 主要な事業内容 (2020年３月31日現在)

当社グループは、集積回路を中心とした半導体や電子応用機器等の国内外のエレクトロニクス商品の仕入販売を主な事業とした商社であります。

事業別の主要取扱商品は次のとおりです。

事業区分	主要取扱商品
デバイス事業	半導体（アナログIC、標準ロジックIC、メモリーIC、マイクロプロセッサ、特定用途IC、カスタムIC）、電子部品（ディスプレイパネル、水晶振動子、コネクタ、プリント基板、モジュール等）
システム事業	航空宇宙機器、産業機器、レーザ機器、情報通信機器、医用機器

(6) 主要な事業所 (2020年３月31日現在)

① 当社

名　称	所　在　地
本社	東京都中央区
中部支社	愛知県名古屋市中村区
関西支社	大阪府大阪市中央区
大宮支店	埼玉県さいたま市大宮区
立川支店	東京都立川市
郡山オフィス	福島県郡山市
宇都宮オフィス	栃木県宇都宮市
長岡オフィス	新潟県長岡市
北陸オフィス	石川県白山市
長野オフィス	長野県長野市
松本オフィス	長野県松本市
三島オフィス	静岡県駿東郡
静岡オフィス	静岡県静岡市葵区
京都オフィス	京都府京都市下京区
広島オフィス	広島県広島市南区
九州オフィス	福岡県福岡市博多区
南砂テクニカルセンター	東京都江東区
東日本物流センター	千葉県山武郡
南砂物流センター	東京都江東区

(注) 2019年10月に静岡オフィスを、2019年11月に郡山オフィスをそれぞれ開設いたしました。

② 子会社

名　　称	所　在　地
丸　文　通　商　株　式　会　社	石川県金沢市
丸　文　ウ　エ　ス　ト　株　式　会　社	兵庫県神戸市中央区
株　式　会　社　フ　ォ　ー　サ　イ　ト　テ　ク　ノ	東京都江東区
Marubun USA Corporation	San Mateo, California, U.S.A.
Marubun Taiwan, Inc.	Taipei, Taiwan
Marubun/Arrow Asia, Ltd.	British Virgin Islands
Marubun/Arrow (S) Pte Ltd.	Beach Road, Singapore
Marubun/Arrow (HK) Ltd.	Kowloon, Hong Kong, China
Marubun Arrow (Thailand) Co.,Ltd.	Bangkok, Thailand
Marubun/Arrow (Phils) Inc.	Laguna, Philippines
Marubun Arrow (M) SDN BHD.	Penang, Malaysia
Marubun/Arrow (Shenzhen) Electronic Product Consulting Co.,Ltd.	Shenzhen, China
PT.Marubun Arrow Indonesia	Jawa Barat, Indonesia

(注) Marubun/Arrow (Shanghai) Co.,Ltd.およびMarubun Semicon (H.K.) Ltd.は、清算手続き中のため上記子会社には含めておりません。

(7) 使用人の状況 (2020年３月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
デバイス事業	577名	46名減
システム事業	577名	39名増
全社（共通）	170名	5名減
合計	1,324名	12名減

(注) 1. 全社（共通）として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
750名	30名減	43.5歳	14.8年

(注) 1. 使用人数には、当社から関係会社等社外への出向者（19名）を除き、当社への出向者（１名）を含んでおります。
2. 使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は、小数点第２位を四捨五入して表示しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年３月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	28,563百万円
株式会社みずほ銀行	13,559百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年３月31日現在)

① **発行可能株式総数** 100,000,000株

② **発行済株式の総数** 28,051,200株

(うち、自己株式1,916,141株)

③ **株主数** 6,777名

④ **大株主** (上位10名)

所有者別の株式保有比率

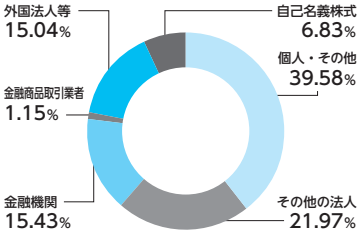

(注) 比率は小数点第3位を四捨五入しております。

株主名	持株数	持株比率
ARROW ELECTRONICS, INC. 590000 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	2,350千株	8.99%
一般財団法人丸文財団	2,304千株	8.82%
堀越毅一	2,017千株	7.72%
株式会社千葉パブリックゴルフコース	1,399千株	5.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,190千株	4.56%
合同会社堀越	800千株	3.06%
堀越裕史	766千株	2.93%
堀越浩司	754千株	2.89%
堀越百子	602千株	2.30%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	519千株	1.99%

(注) 1. 当社は、自己株式を1,916,141株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除し、小数点第３位を四捨五入して計算しております。

⑤ **その他株式に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2020年３月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	飯　野　　亨	監査室、法務部、内部統制 および 安全保障輸出管理 担当 兼　営業統轄本部長
代表取締役副社長	岩　元　一　明	総務本部、管理本部、ICT統轄本部 および 関係会社管理 担当 兼　管理本部長
常務取締役	藤　野　　聡	デバイス事業(関係会社含む) 担当 兼　営業統轄副本部長 および デマンドクリエーション本部長 丸文アロー グローバルCEO Marubun USA Corporation President Marubun Taiwan, Inc. 董事長
取締役相談役	水　野　象　司	
取締役(監査等委員)	渡　邉　泰　彦	株式会社小松ストアー 社外取締役
取締役(監査等委員)	茂　木　義三郎	
取締役(監査等委員)	柿　沼　幸　二	柿沼公認会計士事務所 代表

(注) 1. 監査等委員である取締役 渡邉泰彦氏、茂木義三郎氏および柿沼幸二氏は社外取締役であります。また、渡邉泰彦氏、茂木義三郎氏および柿沼幸二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員である取締役 渡邉泰彦氏および茂木義三郎氏は、金融機関での長年の業務経験や事業会社等での経営者としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査等委員である取締役 柿沼幸二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員会設置会社の下、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 監査等委員である取締役 柿沼幸二氏は、2019年６月30日付で有限責任あずさ監査法人の経営監視委員会委員長を退任いたしました。
6. 上記の表に記載のほか、当事業年度に係る役員の重要な兼職の状況は、以下のとおりであります。
・取締役 水野象司氏は、一般財団法人丸文財団の理事長を兼務しております。
・取締役 飯野　亨氏および岩元一明氏は、丸文通商株式会社の取締役を兼務しております。
7. 当事業年度中における取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏　名	異　動　前	異　動　後	異　動　年　月　日
飯　野　　亨	常　務　取　締　役	代表取締役社長	2020年１月１日
水　野　象　司	代表取締役社長	取　締　役　相　談　役	2020年１月１日

8. 当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

氏　名	退　任　日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
小　松　康　夫	2019年12月31日	辞　　任	取締役 営業統轄本部デバイス営業第１本部、デバイス営業第２本部、デバイス営業第３本部および Marubun Taiwan, Inc. 担当 兼　営業統轄副本部長 Marubun Taiwan, Inc. 董事長
本　郷　　尚	2019年６月26日	任期満了	取締役（監査等委員） 株式会社タクトコンサルティング 会長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるとともに、社外取締役として優秀な人材を迎えることができるよう、当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第１項に定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

③ 取締役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　総　額
取締役（監査等委員を除く）	5名	162百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 （4名）	27百万円 （27百万円）
合　　計	9名	189百万円

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2019年6月26日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査等委員である取締役1名（うち社外取締役1名）および2019年12月31日付で辞任により退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名（うち社外取締役0名）が含まれているためであります。
3. 取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額400百万円以内（使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額100百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

地　　位	氏　　名	重　要　な　兼　職　の　状　況	当社との関係
取　締　役 (監査等委員)	渡　邉　泰　彦	株式会社小松ストアー　社外取締役	特別の関係はありません。
取　締　役 (監査等委員)	茂　木　義三郎		
取　締　役 (監査等委員)	柿　沼　幸　二	有限責任あずさ監査法人 経営監視委員会委員長 柿沼公認会計士事務所　代表	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	出　席　状　況　お　よ　び　発　言　状　況
取　締　役 (監査等委員)	渡　邉　泰　彦	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会５回のうち５回に出席し、経営全般にわたる豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。
取　締　役 (監査等委員)	茂　木　義三郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査等委員会５回のうち５回に出席し、他業界の経営者としての豊富な経験や見識に基づき、適宜発言を行いました。
取　締　役 (監査等委員)	柿　沼　幸　二	2019年６月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回、監査等委員会４回のうち４回に出席し、公認会計士としての専門的な見地や他業界での豊富な経験に基づき、適宜発言を行いました。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	51百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうちMarubun USA CorporationおよびMarubun/Arrow Asia, Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

また、会計監査人による適正な職務の執行が困難と認められる場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 会計監査人が受けた過去２年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．取締役および使用人が法令および定款を遵守し、倫理観をもって活動するために、各人が取るべき行動の基準を示した「企業行動憲章」および「行動規範」を定めます。

ロ．社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針の審議ならびに管理統轄を行います。

ハ．コンプライアンスを主管する部署として法務部を設置し、「行動規範」や関係法令に基づく活動が適正に行われるための教育・指導を行います。

ニ．不正・違法・反倫理的行為に関して従業員等が直接報告・相談できる通報窓口を設置し、「内部通報規程」に基づき運用を行います。

ホ．反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求・妨害行為に対しては、警察や弁護士と連携し、毅然とした態度で臨みます。

ヘ．監査等委員は、当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、業務執行取締役に対し助言または勧告を行います。

ト．内部監査部門として執行部門から独立した監査室を設置します。監査室は「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長および監査等委員会に対して報告します。

（運用状況）

・内部統制委員会を、当事業年度中に７回開催し、内部統制全般およびコンプライアンス、リスク管理等に関わる基本方針や関連規程の審議ならびに整備運用状況のモニタリング等の管理統轄を行いました。

・法務部は取締役会に、「企業行動憲章」および「行動規範」の実践状況を含むコンプライアンスに関する整備・運用状況を報告しています。
・全社員を対象とするＣＳＲ教育を実施し、「企業理念」、「企業行動憲章」、「行動規範」への理解を促進すると同時に、法令や社内規程の遵守を徹底しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．株主総会および取締役会、経営会議等の重要な会議の意思決定に関わる記録や「職務権限規程」に基づき各取締役が決裁した文書、その他取締役の職務執行に係る情報を、「文書管理規程」に基づき適切に保存、管理し、取締役が随時閲覧可能な状態を維持します。
ロ．情報の管理については、「情報セキュリティ管理規程」に基づき適切に管理し、情報資産を保護します。
（運用状況）
・「取締役会規則」や「文書管理規程」に基づき、重要な意思決定に関わる記録や文書等を適切に保存、管理しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理の基礎として「リスク管理規程」を制定し、適切にリスクを管理するための体制を整備します。
ロ．経営企画部が全社のリスク管理活動をとりまとめ、個々のリスクについては、各担当部署において規程やマニュアル等を整備し、運用します。
ハ．重大なリスクが顕在化したときは、「危機管理規程」に基づき、対策本部を設置し、損失の拡大を防ぐよう迅速かつ適切に対処します。
（運用状況）
・「リスク管理規程」に基づき、経営企画部が中心となりリスクの抽出、評価、管理計画、レビュー等をとりまとめ、内部統制委員会で進捗確認や是正指示を行い、リスクへの対応を図っています。
・経営企画部は取締役会に、リスク管理に関する整備・運用状況を報告しています。

・大規模災害時における危機管理体制を強化するため、事業継続計画に基づき各種訓練や備蓄品の整備を実施しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、執行決定を行います。

ロ．当社の経営の基本方針および経営戦略に関わる重要事項については、社長をはじめとする複数の業務執行取締役によって構成される経営会議において審議を行います。経営会議は原則月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。

ハ．取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定め、効率化を図ります。

ニ．年度予算を策定し、取締役会はこれに基づく業績管理を行い、適正かつ効率的に経営活動を行います。

（運用状況）

・取締役会を当事業年度中に13回開催し、執行の決定や報告、業績管理を行いました。また経営会議は当事業年度中20回開催し、重要事項の審議を行いました。

・機関設計として監査等委員会設置会社を採用することで、取締役会では法令および定款に定められた事項や株主総会の決議により委任された事項、その他経営上の重要な事項について審議を行うこととし、その他の業務執行に係る事項の決定を取締役社長以下に権限委任し、取締役会運営の効率化を図っています。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．グループ全体に適用する「企業行動憲章」を定め、企業集団としての業務の適正を確保するとともに法令および定款の遵守を徹底します。

ロ．グループの内部統制を管理統轄する担当取締役を選任し、改善を推進します。

ハ．子会社の経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、当社への決裁・報告制度による管理を行います。

ニ．各子会社において年度予算を策定し、定期的に予算と実績との差異分析を行うことにより管理統制を行います。

ホ．コンプライアンス・リスク管理体制については、子会社各社の状況に応じて体制を整備し、個々のリスクに対する対応策を検討、実施します。

ヘ．子会社各社は、定期的に取締役会を開催するほか、業務執行については、「業務分掌規程」や「職務権限規程」等の規程において、それぞれの責任者およびその責任と権限を定めて職務の効率化を図ります。また、株主総会や取締役会等の重要な会議の議事録や決裁した文書など取締役の職務の執行に係る情報は、「文書管理規程」や「情報セキュリティ管理規程」等の規程に基づき適切に保存、管理します。

ト．監査等委員は、子会社の監査役と連携し、必要に応じて子会社の業務および財産の状況を調査します。

チ．当社監査室は、「内部監査規程」に基づき子会社の内部監査を実施します。

（運用状況）

・グループ各社でコンプライアンス研修を継続的に実施し、法令および定款の遵守を徹底しています。

・「関係会社管理規程」に基づき、子会社が行う所定の案件については、当社が決裁または報告を受け、管理統制しています。

・リスク管理は、子会社各社でリスクの抽出、評価、管理を行い、その結果を経営企画部が取りまとめ、内部統制委員会で定期的に進捗確認を行っています。

・法務部および経営企画部は取締役会に、子会社におけるコンプライアンスおよびリスク管理に関する整備・運用状況を報告しています。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保および取締役からの独立性に関する事項

イ．監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の求めに応じ、その職務を補助する使用人を配置します。

ロ．監査等委員会事務局は、監査等委員会および監査等委員がその職務の遂行上必要とする事項について、監査等委員の指示に従い職務を行います。

ハ．監査等委員会事務局に所属する使用人の人事異動、人事評価および懲戒については監査等委員会に報告の上、監査等委員会の意見を尊重して決定します。

（運用状況）

・監査等委員会を補助する体制として監査等委員会事務局を設置して事務局長を配置し、監査等委員の指示に従い職務を行いました。

⑦ 監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ．取締役および使用人は、重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は必要に応じいつでも取締役および使用人に対し報告を求めることができるものとします。

ロ．監査等委員会は「監査等委員会監査基準」に基づき内部統制システムの構築・運用状況について定期的に報告を受け、また重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席し、関係文書を閲覧できるものとします。

ハ．当社および子会社の取締役および使用人が通報・相談をすることができる通報窓口を設置します。また、その内容が法令・定款違反等の恐れのある場合には、通報窓口責任者が監査等委員会に報告します。

ニ．「内部通報規程」において、内部通報窓口に通報した者が解雇その他の不当な取扱いを受けないことを定め、運用の徹底を図ります。

ホ．監査室は、監査計画および実施した内部監査の結果を監査等委員会に報告します。

（運用状況）

・取締役または使用人は重大な法令・定款違反もしくは不正行為等の事実が発生したときまたは発生する恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員会に報告する仕組みとしています。

・監査室は、定期的に監査等委員会に監査計画および内部監査の結果を報告しています。

・法務部は取締役会に、「内部通報規程」に基づく内部通報の運用状況を報告しています。

⑧ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査等委員会と代表取締役社長は定期的に意見交換を行います。
また、監査等委員会と監査室および会計監査人は定期的および必要に応じて会合を持ち、監査の実効性の向上を図ります。

ロ．監査等委員会または監査等委員が、その職務の遂行上必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、会社は速やかに当該費用または債務を処理します。

（運用状況）

・監査等委員は定期的に、代表取締役社長および会計監査人と会合を持ち、適宜報告や意見交換を行っています。

・子会社等への監査に際して必要な旅費等は、会社の費用として処理しています。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制管理規程」を定め、内部統制システムを整備し、運用する体制を構築します。また、その有効性を定期的に評価し、必要な是正・改善を行うことで、金融商品取引法およびその他関係法令等との適合性を確保します。

（運用状況）

・「財務報告に係る内部統制管理規程」に基づき、社長を統括責任者とした財務報告に係る内部統制システムを整備、運用、評価する体制を構築しています。その有効性は、内部統制委員会で報告、評価し、必要に応じて是正指示が行われています。

（ご参考）コーポレートガバナンス体制の模式図

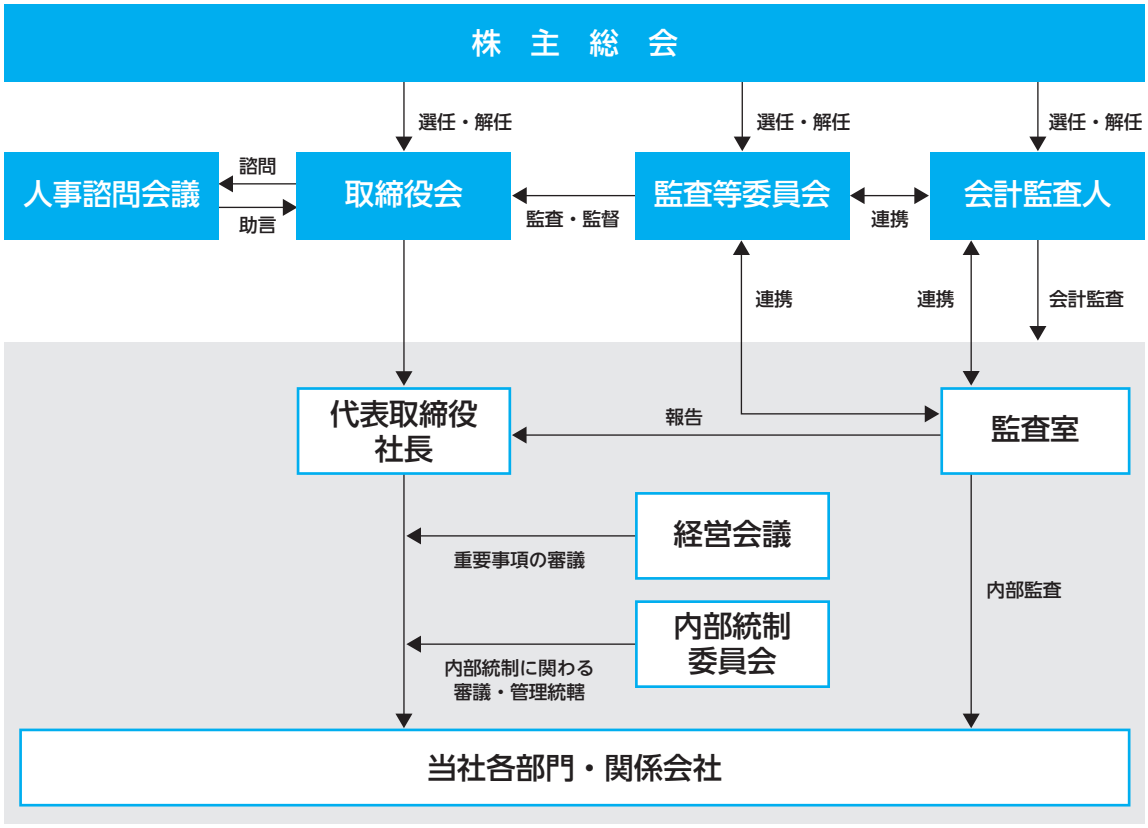

(6) 会社の支配に関する基本方針

会社の支配に関する基本方針につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.marubun.co.jp/ir/events/generalmeeting.html）に掲載しております。

連結貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**118,617**	**流動負債**	**76,537**
現金及び預金	20,790	支払手形及び買掛金	25,410
受取手形及び売掛金	50,062	短期借入金	47,344
電子記録債権	5,314	1年内返済予定の長期借入金	1,050
商品及び製品	40,678	リース債務	93
仕掛品	54	賞与引当金	703
その他	1,732	その他	1,937
貸倒引当金	△14	**固定負債**	**6,708**
固定資産	**12,833**	長期借入金	5,125
有形固定資産	**4,094**	リース債務	79
建物及び構築物	1,353	退職給付に係る負債	1,089
機械装置及び運搬具	0	役員退職慰労引当金	98
工具、器具及び備品	910	資産除去債務	182
土地	1,596	その他	134
リース資産	26	**負債合計**	**83,246**
使用権資産	123	**純資産の部**	
建設仮勘定	85	**株主資本**	**41,593**
無形固定資産	**1,146**	**資本金**	**6,214**
投資その他の資産	**7,592**	**資本剰余金**	**6,353**
投資有価証券	3,102	**利益剰余金**	**30,656**
繰延税金資産	858	**自己株式**	**△1,631**
その他	4,071	**その他の包括利益累計額**	**692**
貸倒引当金	△440	**その他有価証券評価差額金**	**339**
資産合計	**131,451**	**繰延ヘッジ損益**	**△2**
		為替換算調整勘定	**465**
		退職給付に係る調整累計額	**△109**
		非支配株主持分	**5,918**
		純資産合計	**48,204**
		負債純資産合計	**131,451**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**287,550**
売上原価		**268,972**
売上総利益		**18,577**
販売費及び一般管理費		**16,207**
営業利益		**2,369**
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	53	
持分法による投資利益	44	
為替差益	716	
雑収入	109	958
営業外費用		
支払利息	972	
売上割引	147	
売上債権売却損	159	
雑損失	43	1,322
経常利益		**2,006**
特別利益		
固定資産売却益	3	
投資有価証券売却益	7	
その他	0	11
特別損失		
固定資産除売却損	11	
減損損失	231	
投資有価証券評価損	978	
特別退職金	7	
その他	2	1,231
税金等調整前当期純利益		**786**
法人税、住民税及び事業税	398	
法人税等調整額	186	585
当期純利益		**200**
非支配株主に帰属する当期純利益		276
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△75**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	6,214	6,353	31,516	△1,631	42,453
当期変動額					
剰余金の配当			△784		△784
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△75		△75
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	–	–	△859	△0	△859
当期末残高	6,214	6,353	30,656	△1,631	41,593

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	577	4	487	△11	1,056	6,216	49,726
当期変動額							
剰余金の配当							△784
親会社株主に帰属する当期純損失（△）							△75
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△237	△7	△22	△97	△364	△297	△662
当期変動額合計	△237	△7	△22	△97	△364	△297	△1,521
当期末残高	339	△2	465	△109	692	5,918	48,204

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2020年3月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**90,455**	**流動負債**	**64,037**
現金及び預金	10,420	支払手形	35
受取手形	327	買掛金	13,987
電子記録債権	4,560	短期借入金	46,987
売掛金	36,224	1年内返済予定の長期借入金	1,050
商品	37,309	リース債務	5
前払費用	38	未払金	1,153
未収消費税等	510	未払費用	209
その他	1,071	前受金	109
貸倒引当金	△7	預り金	53
固定資産	**9,091**	賞与引当金	419
有形固定資産	**2,786**	その他	26
建物	1,023	**固定負債**	**5,989**
構築物	2	長期借入金	5,125
機械及び装置	0	リース債務	3
工具、器具及び備品	773	退職給付引当金	598
土地	920	資産除去債務	131
リース資産	10	その他	131
建設仮勘定	55	**負債合計**	**70,027**
無形固定資産	**1,104**	**純資産の部**	
ソフトウエア	968	**株主資本**	**29,335**
その他	135	**資本金**	**6,214**
投資その他の資産	**5,200**	**資本剰余金**	**6,353**
投資有価証券	2,536	資本準備金	6,351
関係会社株式	1,245	その他資本剰余金	2
繰延税金資産	683	**利益剰余金**	**18,397**
その他	1,123	利益準備金	1,553
貸倒引当金	△387	その他利益剰余金	16,844
資産合計	**99,547**	繰越利益剰余金	16,844
		自己株式	**△1,631**
		評価・換算差額等	**183**
		その他有価証券評価差額金	**186**
		繰延ヘッジ損益	**△2**
		純資産合計	**29,519**
		負債純資産合計	**99,547**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
売上高		**231,889**
売上原価		**220,141**
売上総利益		**11,748**
販売費及び一般管理費		**10,695**
営業利益		**1,052**
営業外収益		
受取利息	7	
受取配当金	830	
為替差益	773	
雑収入	94	1,705
営業外費用		
支払利息	948	
売上割引	145	
売上債権売却損	159	
雑損失	15	1,269
経常利益		**1,488**
特別利益		
子会社清算益	431	431
特別損失		
固定資産除却損	5	
投資有価証券評価損	978	
減損損失	211	
その他	2	1,197
税引前当期純利益		**722**
法人税、住民税及び事業税	34	
法人税等調整額	180	214
当期純利益		**507**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	6,214	6,351	2	6,353	1,553	17,120	18,674	△1,631	29,611
当期変動額									
剰余金の配当						△784	△784		△784
当期純利益						507	507		507
自己株式の取得								△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	–	–	–	–	–	△276	△276	△0	△276
当期末残高	6,214	6,351	2	6,353	1,553	16,844	18,397	△1,631	29,335

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	327	4	332	29,944
当期変動額				
剰余金の配当				△784
当期純利益				507
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△141	△7	△148	△148
当期変動額合計	△141	△7	△148	△425
当期末残高	186	△2	183	29,519

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

丸文株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　安　斎　裕　二　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　元　寿　文　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸文株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸文株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月27日

丸文株式会社
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　斎　裕　二　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　野　元　寿　文　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸文株式会社の2019年４月１日から2020年３月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月27日

丸文株式会社　監査等委員会

監査等委員長　**渡　邉　泰　彦**　㊞

監査等委員　**茂　木　義三郎**　㊞

監査等委員　**柿　沼　幸　二**　㊞

(注)　監査等委員長渡邉泰彦、監査等委員茂木義三郎および監査等委員柿沼幸二は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への継続的な利益還元を基本としたうえで、業績に応じ積極的に利益還元を行うよう業績連動型の配当方式を採用し、配当性向を重視して決定しております。配当額は、連結配当性向30％以上を目安として決定していく方針であります。

このような方針のもと、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金20円

配当総額　522,701,180円

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式１株につき30円となります。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月26日といたします。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役１名を増員し、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位等		候補者属性	取締役会出席率
1	飯野（いいの）　亨（とおる）	代表取締役社長	監査室、法務部、内部統制 および 安全保障輸出管理 担当 兼　営業統轄本部長	再任	100%
2	岩元（いわもと）　一明（かずあき）	代表取締役副社長	総務本部、管理本部、ICT統轄本部 および 関係会社管理 担当 兼　管理本部長	再任	100%
3	藤野（ふじの）　聡（さとし）	常務取締役	デバイス事業（関係会社含む）担当 兼　営業統轄副本部長	再任	92%
4	今村（いまむら）　浩司（ひろし）	－	執行役員 システム営業第１本部長	新任	－%
5	堀越（ほりこし）　裕史（ひろし）	－	執行役員 営業統轄副本部長	新任	－%

1 候補者番号 飯野（いいの） 亨（とおる） （1959年３月７日生）

再任

略歴、当社における地位および担当

1985年 6月	当社入社
2017年 6月	当社取締役
2018年 4月	当社常務取締役 当社関係会社システム事業担当
2018年 6月	丸文通商㈱取締役（現任）
2018年10月	当社システム事業（関係会社含む）担当
2020年 1月	当社代表取締役社長（現任） 当社監査室担当（現任） 当社法務部担当（現任） 当社内部統制担当（現任） 当社安全保障輸出管理担当（現任） 当社営業統轄本部長（現任）

重要な兼職の状況

一般財団法人丸文財団 理事長（2020年６月就任予定）
丸文通商株式会社 取締役（2020年６月退任予定）

取締役候補者とした理由

飯野　亨氏は、2017年６月に当社取締役に就任し、システム事業全般の責任者として事業拡大や取引先との関係強化を推進してきました。また、現在は当社代表取締役社長を務め、優れた経営執行力とリーダーシップを発揮し、経営の管理・監督を行うとともに当社全般の陣頭指揮を執り経営全体を牽引しています。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社および当社グループの経営を指揮する責任者として同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

■所有する当社の株式数
2,300株

■取締役在任年数
３年

■取締役会出席回数
13回中13回

2 候補者番号 岩元 一明（いわもと かずあき）（1954年７月26日生）

略歴、当社における地位および担当

2003年 ７月	㈱東京三菱銀行（現㈱三菱UFJ銀行）理事
2006年 ６月	当社取締役
2007年 ４月	当社常務取締役
	当社管理本部長（現任）
2010年 ２月	丸文通商㈱取締役（現任）
2010年 ４月	当社専務取締役
2011年 ６月	当社代表取締役専務取締役
2012年 １月	当社関係会社管理担当（現任）
2012年 ６月	当社業務本部担当
	当社ICT統轄本部担当（現任）
2013年 ４月	当社業務改革推進室担当
2013年 ６月	当社代表取締役副社長（現任）
	当社総務本部担当（現任）
	当社管理本部担当（現任）

重要な兼職の状況

丸文通商株式会社 取締役

取締役候補者とした理由

岩元一明氏は、当社入社以来、当社および当社グループの内部統制や総務・人事・財務経理・経営企画・IT部門の責任者を歴任し当社の管理部門を統轄してきました。また、当社代表取締役副社長としてグループ全体の内部統制やコーポレートガバナンスの強化に取り組むなど豊富な経験と実績を有しています。

当社は当社および当社グループの経営管理全般およびコーポレートガバナンスや内部統制の強化の推進に同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

再任

■所有する当社の株式数
13,000株

■取締役在任年数
14年

■取締役会出席回数
13回中13回

3 候補者番号 藤野（ふじの） 聡（さとし） （1964年1月22日生）

再任

略歴、当社における地位および担当

1986年 4月	当社入社
2001年 4月	Marubun/Arrow (S) Pte Ltd. COO
2002年 1月	Marubun/Arrow (HK) Ltd. COO
2004年 4月	Marubun/Arrow Asia, Ltd. CEO
2007年 6月	当社取締役
2012年 1月	当社常務取締役（現任）
2013年 6月	当社関係会社営業担当
2013年 7月	Marubun Taiwan,Inc. 董事長
2014年 4月	当社営業統轄副本部長 当社デマンドクリエーション本部長
2016年 4月	当社営業統轄本部長
2018年 4月	当社関係会社デバイス事業担当 当社営業統轄副本部長（現任）
2018年10月	当社デバイス事業（関係会社含む）担当
2019年 4月	当社新規デバイス事業担当 当社丸文アロー担当 丸文アロー グローバルCEO（現任） Marubun USA Corporation President（現任）
2019年10月	当社営業管理本部担当 当社営業推進本部担当 当社デマンドクリエーション本部担当 当社デマンドクリエーション本部長（現任）
2020年 1月	当社デバイス事業（関係会社含む）担当（現任） Marubun Taiwan,Inc. 董事長（現任）

重要な兼職の状況

丸文アロー グローバルCEO
Marubun USA Corporation President
Marubun Taiwan,Inc. 董事長

取締役候補者とした理由

藤野　聡氏は、長年にわたり当社海外事業に従事し、海外グループ会社のCOOやCEOを歴任しました。また当社取締役として、グループ全体のデバイス事業を統轄し、取引先との関係強化や新規事業の拡大に取り組むなど、豊富なグローバル経験と実績を有しています。

当社は競争力の強化に向けた当社および当社グループの事業戦略の推進に同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

■所有する当社の株式数
6,000株

■取締役在任年数
13年

■取締役会出席回数
13回中12回

4 候補者番号 今村 浩司（いまむら ひろし）（1965年４月17日生）

新 任

略歴、当社における地位および担当

1988年 ４月　当社入社
2010年 ４月　当社システム営業本部営業第１部長
2018年 ４月　当社システム営業第１本部長（現任）
2020年 １月　当社執行役員（現任）

重要な兼職の状況

丸文通商株式会社 取締役（2020年６月就任予定）

取締役候補者とした理由

今村浩司氏は、当社入社以来、システム事業に従事するとともに2020年1月からは執行役員に就任し、システム事業の営業責任者として豊富な経験と幅広い知見を有しています。

当社は、システム事業の拡大並びにグループ会社との連携強化を進めていくうえで、同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

■所有する当社の株式数
0株

■取締役在任年数
－

■取締役会出席回数
－

5 候補者番号 堀越（ほりこし） 裕史（ひろし） （1979年５月30日生）

新 任

略歴、当社における地位および担当

2009年10月　当社入社
2011年 ６月　当社取締役
2012年 ６月　当社執行役員（現任）
　　当社営業統轄副本部長
2018年 ４月　Marubun/Arrow Asia, Ltd. CEO
2020年 ４月　当社営業統轄副本部長（現任）

■所有する当社の株式数
766,800株

■取締役在任年数
－

■取締役会出席回数
－

重要な兼職の状況

該当事項はありません。

取締役候補者とした理由

堀越裕史氏は、当社入社以来、主に営業全般の責任者として業務に従事するとともに、2012年からは執行役員に就任し、事業基盤の強化を推進してきました。また、2018年から海外グループ会社のCEOを務め海外ビジネスを牽引するなど、事業と業務に関する豊富な経験と高い識見を有しています。

当社は、事業戦略の推進および取締役会の意思決定の一層の強化に同氏が適任であると判断し、取締役候補者としました。

（注）藤野　聡氏は、当社の子会社であるMarubun Taiwan,Inc.の董事長を兼務しており、同社は電子部品等の販売において当社との間に売買取引があります。その他の各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内図

開催日時

2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）

開催場所

当社５階　会議室

東京都中央区日本橋大伝馬町８番１号
電話　03-3639-9801（代表）

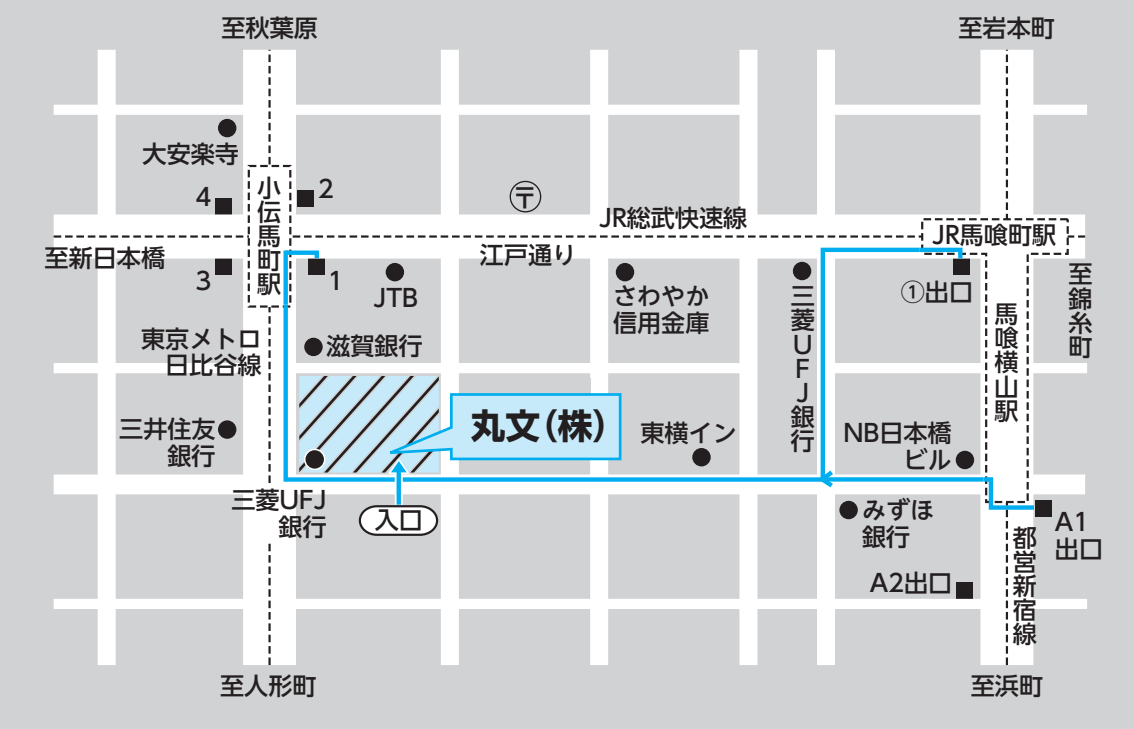

交通のご案内

- 東京メトロ日比谷線　小伝馬町駅　１番出口より徒歩２分
- ＪＲ総武快速線　馬喰町駅　①出口より徒歩６分
- 都営新宿線　馬喰横山駅　A1またはA2出口より徒歩６分

（お知らせ）会場には駐車場設備がございません。誠に申し訳ございませんが、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。